#### 2012年5月20日

## 日本刑法学会

ワークショップ 「罰金刑の諸問題」

#### 話題提供

# 罰金刑の量定、執行・徴収及び適用拡大に向けた方策 ——罰金刑の目的を踏まえた検討——

永田 憲史

(関西大学法学部准教授)

レジュメ 2~3頁

#### 日本刑法学会ワークショップ話題提供【レジュメ】

### 罰金刑の量定、執行・徴収及び適用拡大に向けた方策

#### ――罰金刑の目的を踏まえた検討――

永田憲史(関西大学)

#### 1 罰金刑の目的

- (1)徴収・執行の段階に重点を置く考え方
- ①国庫収入の増加を図る目的
- ②改善・更生・社会復帰の目的
- ③抑止・威嚇の目的
- ④応報・報復の目的
- ⑤危険性の除去の目的
  - ←不払の場合に目的の達成ができなくなってしまう
- (2)賦科・言渡しの段階に重点
- ⑥表示・表現目的 (+実体的デュープロセスに反しない範囲で④応報・報復の目的) ←不払となっても目的は達成されている

#### 2 罰金刑の量定

- (1)総額罰金制度
- (2)日数罰金制度
- 日数と日額に分けて量定
  - ←日数という時間の概念を持ち込むことによりわかりやすさが失われる
  - ←日額に資産の多寡を反映するのは困難
- (3)第三の制度
- ①犯罪の重大性に応じて罰金額を量定し、言渡す (表示・表現目的の達成)
- ②経済状態等を斟酌して支払計画を立て、実質的に減額

(実体的デュープロセスに反しない)

#### 3 罰金刑の徴収・執行

可能な限り徴収する必要

(実体的デュープロセスに反しない範囲で④応報・報復の目的)

徴収方法及び執行方法の個別化が必須

- ……ニュージーランドでの取組みが参考に
- ……一部減額·全額免除、支払猶予·分割払、氏名公表、銀行口座からの控除、 資産差押え·資産売却、給与差押え、社会奉仕作業、拘禁刑

施設拘禁の制裁は故意の不払・所得獲得努力怠慢に限定すべき

……アメリカの議論、スウェーデンでの経験も参考に

#### 4 罰金刑の適用拡大に向けた方策

窃盗罪の法定刑への罰金刑付加は表示・表現目的から評価される

罰金刑の不払に対して社会奉仕作業を導入する必要があるか?

- ……表示・表現目的からの要請は小さい
- ……別種の制裁となってしまう

罰金刑の適用拡大に伴い、「たかが罰金刑」という印象が変化する可能性

- ……ニュージーランドの状況が参考に
- →罰金刑に関する不利益が不当に長く継続しないようにする必要性
  - ……ニュージーランドの前科抹消に関する規定が参考に

#### 【関連拙稿】

「刑事制裁としての被害弁償命令(一)」法学論叢 153 巻 1 号(2003)72 頁以下

「同・(二)・完」同 153 巻 2 号(2003)112 頁以下

「刑事制裁としての費用支払命令」関西大学法学論集 55 巻 6 号(2006)62 頁以下

「ニュージーランドの罰金刑」関西大学法学論集 56 巻 2=3 号(2006)265 頁以下

「罰金刑の目的」関西大学法学論集 56 巻 5=6 号(2007)131 頁以下

「ニュージーランドの反則金と我が国の交通反則金」関西大学法学論集 57 巻 1 号(2007)112 頁以下

「罰金刑の量定(一)」関西大学法学論集 57 巻 2 号(2007)43 頁以下

「同・(二)・完」同 57 巻 3 号(2007)55 頁以下

「貨幣価値の変動に対する罰金刑の調整」関西大学法学論集 57 巻 4 号(2007)95 頁以下

「罰金刑の現状及び課題」犯罪と非行 161 号(2009)89-111 頁

「法定刑への罰金刑付加及び罰金刑の徴収・執行に関する理論的検討」刑法雑誌 49 巻 1 号(2009)4-19 頁

「ニュージーランドにおける刑事制裁としての被害弁償――我が国における損害賠償命令制度導入の際の議論を契機として――」関西大学法学論集 59 巻 3=4 号(2009)405-449 頁

「罰金刑の適用領域拡大に向けた罰金刑に関する前科の封印——ニュージーランドの 2004 年刑事記録(封印)法を素材に——」関西大学法学論集 61 巻 5 号(2012)1-47 頁